

# 「北海道日高高等学校の部活動に係る活動方針」

令和3年3月策定 令和6年3月改正

本方針は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」（北海道・北海道教育委員会）「日高町立学校に係る部活動の在り方に関する方針」（日高町教育委員会作成）に基づき、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場となるよう、学校教育の一環として、教育課程との関連を図ることを目的として策定しました。

## 1 適切な運営のための体制整備

(1) 小規模校である本校は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう次の部活動を設置します。

【運動部】 バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、スキー同好会      【文化部】 写真同好会

(2) 部活動に関する相談・要望窓口及び担当は次のとおりです。

連絡先 TEL 01457-6-2626      FAX 01457-6-2678      e-mail [hidakahigh3@hokkaido-c.ed.jp](mailto:hidakahigh3@hokkaido-c.ed.jp)

担 当 教頭

(3) 運動部顧問について、各部に2名の顧問を配置し、適切な指導、運営及び管理を行います。また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めます。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

運動部活動においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁作成）に則り、また、文化部活動においては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁作成）に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等）、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

## 3 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校外の活動（産業学習など）、その他の食事、入浴、休養及び睡眠等の寮生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

(1) 学 期 中 週当たり3日以上以上の休養日を設けます。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日の週休日は、休養日とします）なお、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行いません。大会の前で、やむを得ず活動を行う場合（定通体連、高体連、高文連等が主催する大会の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設けます。

(2) 長期休業中 学期中に準じた扱いで行います。なお、閉寮中は、休養日とします。

(3) 活 動 時 間 平日の活動時間は、遅くとも22時までとし、できるだけ短期間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行いません。なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行いません。

## 4 部活動の充実に向けて

(1) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。

(2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることを等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努めます。

(3) 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに努めます。